

城北介護センター 居宅介護支援重要事項説明書

1 事業所の概要

事業者名 (本社)	株式会社ダイユウケアシステム	代表者名	代表取締役 米山 明
本社 所在地	東京都足立区千住宮元町 30-4	電話番号	03-3870-4888
事業所名	城北介護センター		
事業所所在地	足立区千住宮元町30-4	電話番号	03-3870-4890
指定番号	東京都指定 指定番号 1372101152		
営業日及び 営業時間	月曜日～金曜日 午前9時00分～午後6時00分 休日:土曜日・日曜日、12月31日から1月3日まで 緊急時の連絡先 03-3870-4890 ※ただし、緊急時以外の連絡はご遠慮願います。 勤務時間外のお電話は事業所の携帯電話に転送になります		
サービスを提供する地域	足立区、荒川区、葛飾区内		
課題把握調査方法	当社方式		
第三者評価の実施状況	実施の有無 (無)		

2 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	主任介護支援専門員	1名		1名
ケアマネジャー	介護支援専門員	2名以上	(管理者兼務含む)	2名以上
事務職員		名		名

3 担当ケアマネジャー

氏名 _____
資格 介護支援専門員
連絡先 03(3870)4890

4 サービス提供の流れ

- ① 介護保険要介護認定において、「要介護1～5」と認定された方に、居宅サービス計画(以下、「ケアプラン」といいます。)をお作りします。
ケアプラン作成依頼届出書によりお申し込みいただき、居宅介護支援契約を結びます。
- ② 契約後、介護支援専門員がおお客様の居宅を訪問し、お客様の状況やご希望

をお伺いします。

- ③ ご利用できるサービスの種類、サービス提供事業所のサービス内容、料金などについて、公正中立に説明し、お客様にサービスの選択をしていただきます。
- ④ お客様の状況やご希望に合ったケアプランの原案を作成します。
- ⑤ ケアプランの原案について説明し、同意いただける場合はケアプランに署名・捺印いただき、サービス利用票に確認印をいただきます。
- ⑥ お客様とサービス提供事業所とのサービス利用契約の締結にあたって、必要な支援を行います。
- ⑦ ケアプランの作成後、お客様の状況に応じてサービスが提供されるよう、状況把握に努め、サービス提供事業所との連絡調整を行います。
- ⑧ ケアプランの変更や要介護認定区分の変更にあたって、必要な支援を行います。

5 公正中立性の確保のための説明

- ① 介護支援専門員は、お客様やその家族に対して、以下のことが可能であることを説明する義務があります。
 - (1) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること。
 - (2) 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること。
- ② 介護支援専門員は、お客様やその家族に対して、以下の説明を行い、介護サービス情報公表制度においてその内容を公表いたします。
 - (1) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
 - (2) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合各サービスの利用状況については別紙のとおりとなります。

6 利用料金等

- ① 利用料金
介護保険制度において「要介護1～5」と認定された方は、介護保険により居宅介護支援の利用料金が給付されますので、お客様の自己負担はありません。

※ 介護保険の保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合に

は、居宅サービス計画の内容に応じて次の利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日、区の介護保険担当窓口
に提出すると、全額払戻しを受けることができます。

利用料金(月額) 12,380円 (要介護1, 2)
 16,085円 (要介護3, 4, 5)

これに加えて、介護保険において医療との連携(入院、退院時の情報共有等)等を行う際には、介護保険で定められている評価加算を行います。また、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行なったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められる場合も同様に居宅介護支援費の算定を行います。金額については別紙をご参照ください。

② 交通費

足立区、荒川区、葛飾区にお住まいの方は、無料です。

ただし、担当介護支援専門員が上記3区以外におたずねする場合は交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をいただきます。

(1)事業所から片道おおむね10キロメートル未満 400円
 10キロメートルを超え1キロ毎に100円追加

③ 利用料金等の請求及び支払いについて

利用料金または交通費が発生する場合には、毎月、1ヶ月分の利用料金または交通費を明記した請求書をサービス提供月の翌月15日までに送付しますので、翌月20日または27日まで口座振替にてお支払いください。お支払いの確認後、領収書を発行します。

請求書の金額及び明細にご不明の点がありましたら、城北介護センターまでご連絡ください。

④ 解約料

利用者のこの契約を解約した場合において、事業所が解約のあった月の利用料金について介護保険給付の法定代理受領を行なうことができないときは、利用者は、第13条第1項に規定する利用料金の2分の1の金額を解約料として、事業所に支払います。

ただし、解約の事情がやむをえないものであると事業所が認めたときは、解約料は無料とします。

⑤ サービス実施記録の写し作成に要する費用

サービス実施記録の写しの作成及び送付に要する費用は、お客様にご負担いただきます。

7 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針の整備をし、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努め、虐待が疑われる場合においては関係機関と連携し、必要な通報措置を取らせていただきます。

虐待の防止に関する責任者

虐待防止責任者	杉山 由規乃
---------	--------

8 禁止行為(ハラスメント行為)について

居宅介護支援のご利用にあたっては、従業員に対し、次に掲げる行為は行わないでください。

- ① 職員に対する暴力又は暴言その他の迷惑行為
- ② 職員に対して不快感を与える性的な言動

9 業務継続計画の策定等について

感染症及び災害に係る業務継続計画を作成し、従業員に対し定期的に研修及び訓練を実施する等対策を講じていきます。また、必要に応じて業務継続計画の見直しを行います。

10 衛生管理等

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施し、介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

11 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12 契約の更新

お客様から契約終了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

お客様のご都合でサービスを終了する場合は、お申し出くだされば、いつでもこの契約を解約することができます。

13 当社の居宅介護支援の特徴

「よい介護とは、単に高齢者にやさしいだけでなく、高齢者の抱える不安、悩み、困っている問題を的確に解決していく介護である。」というサービス理念にもとづき、お客様の自立心を尊重した支援をすることによって、お客様の心身の健康を維持し、安心した生活を送ることができるようなケアプランの作成を目指します。

14 苦情、相談の窓口

① 当社の居宅介護支援に関する苦情、相談及びケアプランに基づいて提供される各サービスについての苦情、相談は、次の窓口で承ります。

城北介護センター 苦情、相談受付 担当 杉山 由規乃

電話 03(3870)4890

受付時間 月曜日～金曜日（土曜日・日曜日、祝日、年末年始を除く）
午前9時00分～午後6時00分

② 区の介護保険サービスに関する苦情、相談の窓口は、次のとおりです。

足立区 介護保険課事業者指導係 電話 03(3880)5111(代表)
基幹地域包括支援センター 電話 03(6807)2460

荒川区 介護保険課 電話 03(3802)3111(代表)
内線 2436

葛飾区 介護保険課 電話 03(3695)1111(代表)

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03(6238)0177

上記のとおり、重要事項説明書について説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名 城北介護センター

説明者 _____

利用者 契約書第20条に基づき、説明を受けたことを了承しました。

(別紙)

1. 利用料

居宅介護支援費(Ⅰ)		
居宅介護支援費(i) 当事業所の居宅介護支援専門員1人 当りの担当件数が [※] 45件未満	要介護1. 2	12,380円
	要介護3. 4. 5	16,085円
居宅介護支援費(ii) 1人当りの担当件数が [※] 45件以上60 件未満	要介護1. 2	6,202円
	要介護3. 4. 5	8,026円
居宅介護支援費(iii) 1人当りの担当件数が [※] 60件以上	要介護1. 2	3,716円
	要介護3. 4. 5	4,811円

居宅介護支援費(Ⅱ)		
居宅介護支援費(i) 当事業所の居宅介護支援専門員1人 当りの担当件数が [※] 50件未満	要介護1. 2	12,380円
	要介護3. 4. 5	16,085円
居宅介護支援費(ii) 1人当りの担当件数が [※] 50件以上60 件未満	要介護1. 2	6,008円
	要介護3. 4. 5	7,786円
居宅介護支援費(iii) 1人当りの担当件数が [※] 60件以上	要介護1. 2	3,602円
	要介護3. 4. 5	4,674円

特定事業所加算	
特定事業所加算(Ⅰ) 事業所が特定事業所加算(Ⅰ)の要件を満たし、届出を行な った場合	5,917円
特定事業所加算(Ⅱ) 事業所が特定加算事業所(Ⅱ)の算定を行なった場合	4,799円
特定事業所加算(Ⅲ) 事業所が特定事業所加算(Ⅲ)の算定を行なった場合	3,682円
特定事業所加算(A) 事業所が特定事業所加算(A)の算定を行なった場合	1,300円

特定事業所医療介護連携加算	
事業所が特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)のいずれかを算 定し、指定の要件を満たした場合	1,425円

通院時情報連携加算	
利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合	570円

ターミナルケアマネジメント加算	
ターミナル期に頻回に利用者の状態変化の把握等を行い、主治医等の助言を得ながら居宅サービス事業者へ情報提供をし、サービスの修正等を行った場合	4,560円

入院時情報連携加算	
利用者が病院等に入院するに当たって必要な利用者の情報を病院等の医師等に提供した場合	
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,850円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,280円

退院・退所加算	
退院・退所加算(カンファレンス参加: 無し/有り)	1回(円)
入院・入所期間中に利用者の退院・退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、ご利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスを利用に関する調整を行なった場合(入院期間中3回まで)	5,130/6,840 2回(円) 6,840/8,550 3回(円) ×/10,260

緊急時等居宅カンファレンス加算	
病院等の医師または、看護師の求めにより利用者の居宅に共に訪問し利用者に必要なサービス利用の調整を行なった場合	2,280円

初回加算	
新規あるいは2区分以上の要介護状態の区分の変更認定を受けたご利用者に対する初回の居宅サービス計画を作成した場合	3,420円

上記利用料は、厚生労働大臣の定める基準による金額で、いずれもお客様の自己負担はありません。